

令和4年

第7回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年6月7日

前橋市農業委員会

令和4年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年6月7日午後1時59分
- ・閉会日時 令和4年6月7日午後3時14分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫
主任 寺田 恵美	専門員 齋藤 孝朗		

・付議事件

- (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (3) 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第39号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 現況証明交付状況について
- (6) 農地転用等の意見聴取の結果について

藤井局長 それでは、定刻、若干前ですが、委員の皆さん、全員お揃いになりましたので、これより令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

深町会長 ◇(挨拶)

藤井局長 それでは、本日の出席状況ですけれども、先ほど申したように、本日は24名全員の方の出席をいただいております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。

なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時、受付させていただきたいと思っております。傍聴席の方にご案内させていただこうと思っております。

ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、会議を進行させていただきますので、深町会長よろしく願いいたします。

議 長 《深町会長、議長に就任》

議 長 それでは、令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。13番 矢端 晴美委員、14番 奥野 和子委員をお願いいたします。

それでは、早速、議案に入りたいと思っております。初めに、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考を朗読、説明)

以上、整理番号2番から4番、8番から11番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、全ての許可条件を満たしておりますので、ご報告いたします。なお、1番の申請については保留の審議をお願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

18番委員 はい、18番です。整理番号2番の件です。平米単価が安いのですが、値段を付けるのは自由だといいますが、不思議な感じがします。何か特別な事情があるのですか。

寺田主任 こちらについては、特に確認はしていません。必要であれば、代理人に確認を取りたいと思っております。

18番委員 いくら何でも、この場所でこの値段は考えられないと思うのですが、本人同士の話し合いで決めたのであれば、仕方がないのですが。すみませんでした。

議 長 他にございますか。他になければ、採決をしますけれども、よろしいですか。今の質問については、事務局で確認できれば、後でお願いします。それでは、採決をいたします。

整理番号5番から7番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から4番、8番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号5番から7番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から4番、8番から11番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号1番から3番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ◇(挙手)
- 議 長 全員賛成でありますので、議案第36号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番を承認することに決定いたします。  
次に、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の審議に入ります。それでは、整理番号1番から2番について、事務局の説明をお願いいたします。
- 望月副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)  
整理番号2番については今回、保留での審議をお願いいたします。  
以上、整理番号1番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- ◇(意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号2番を保留とし、整理番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- ◇(挙手)
- 議 長 全員賛成でありますので、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号1番を許可とすることに決定いたします。  
次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から32番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
- 佐藤副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)  
以上、整理番号1番から29番、32番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 なお、整理番号24番、27番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
- 4番委員 (3班班長) 報告します。整理番号5条の24番、売買。現地・面接調査案内図1ページから6ページをご覧ください。申請地は荻窪温泉あいのやまの湯から南東約1km、前橋市立大胡小学校から西1.6kmに位置し、南側、東側は宅地、北側は認定外道路、西側は宅地、畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人である株式会社の営業部員、技術部員、行政書士の3名で来られました。申請法人は東京に本社があり、全国で不動産賃貸業を主軸に商業施設の開発、運営、管理を行っており、年商2億円だそうです。群馬県では高崎市に営業所を持っています。今回、店舗図面にある駐車場スペースはコンビニ跡地で、すでに取得しているとのことです。隣接の申請地を、今回、取得し、以前より総社町でテナント営業をしているドラッグストアとの賃貸契約が進んでいるそうです。土地としては北側が高いので、切土して整地し、店舗周りの北側、西側は除草シートに堆石し、境界線に縁石、出入口以外は、1.2mの高さのメッシュフェンスで囲み、雨水は浸透処理、照明は内向きで、農地や宅地への影響がないようにするとのことです。調査班としては、被害防除対策が取られていること、転用の確実性、実行性が認められることから、許可相当の判断に至りました。  
整理番号5条の27番、売買。現地・面接調査案内図7ページから12ページをご覧ください。申請地は大胡・茂木町と荒砥・富田町の境で、ローズタウン最北に隣接の位置で、北側、西側は公衆用道路、南側、東側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部の第2種農地です。面接には申請人である社会福祉法人の園長と行政書士の2人で来られました。申請法人は大胡地区で3か所の保育園を運営していて、その中でいちばん古い築45年経過の老朽が進む茂木町の保育園の移転先を探していて、今回の申請地にたどり着いたとのことです。園児、職員数は全体

で園児250名、職員80名ほどで、移転する園としては、園児90名、職員20名だそうです。園の場所が南に下がると、南エリアからの入園希望者増の予測から、1割から2割増を見込んでいるそうです。来年4月の開園を目指し、旧園舎は解体し、跡地は理事長の営む寺の駐車場になるそうです。資金は、全体3億5,000万円強のうちの1/3は借入、2/3は国、市からの補助金が決まっているそうです。現状では申請地を含め、隣接の東、南の畑、西のローズタウン用地は休閑地になっています。東、南に擁壁をつくり、いちばん低い南西角に土を入れる程度で、雨水は北道路沿いの水路と自然浸透。周囲は1m20cmから1m80cmのフェンスで囲む計画だそうです。照明は園舎を照らし、駐車場を内向きに照らすくらいで、南、東の農地への影響はないようです。調査班としては、園の移転の必要性、移転先としての良好な立地、周囲に与える好影響が見込めることなどから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号30番から31番は、先ほど審議を保留している3条申請との関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行います。整理番号1番から29番、32番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号30番から31番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から29番、32番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号30番から31番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考を朗読、説明）

以上、整理番号6番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、全ての許可条件を満たしておりますので、ご報告いたします。また、5番と7番の申請については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号30番、31番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 なお、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

4番委員 整理番号3条の5番、区分地上権、5条の31番、賃貸借の営農型太陽光設備、一時転用です。現地・面接調査案内図57ページから82ページをご覧ください。申請地は荻窪温泉あいのやまの湯から北東約0.7kmから1kmに位置する農振農用地域内にある農地です。面接には申請人である申請会社の担当者と事務員、営農担当者の3名が来られました。太陽光も営農も同じ代表者の会社が行います。10年ほど前から営農型太陽光発電を県内6市内70か所で営業し、海外にも進出している会社です。イチゴ、トマトの施設栽培、ミツバ、コマツナなどの水耕栽培の電源を太陽光発電で自家消費するなどの実績を持ち、今回、申請の3か所のうち1か所の道路を挟んで南側では、すでに、今回、作付けしようとしているカボチャでの営農型太陽光を営んでいます。申請地は昨年11月に売買で取得し、次の案件の賃借と同時の営農型の申請とのことです。営農の農機などの格納は高崎市箕郷にしている、移動に30分から40分ほどかかるということです。作柄のカボチャは長期保存、出荷調整ができ、出荷先は東京、

神奈川も含めて30店舗を運営している同じ代表者の会社だそうです。調査班としては、既存の施設も確認でき、今までの実績、経験などから、利用計画、被害防除対策もしっかりしたものと捉え、営農と転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

6番委員

はい、6番。現地・面接調査案内図の44ページに意見書がありますが、この意見書を書いてくれた会社は何をやっている会社なののでしょうか。もし、分かったら、教えていただきたいと思います。同様のものが69ページにもあります。

4番委員

太陽光発電のパネルなどの設計会社で、会社としては別の会社だそうです。

(3班班長)

議長

よろしいですか。

6番委員

はい、結構です。

4番委員

整理番号3条の6番、7番、5条の30番、賃貸借、経営規模拡大と一時転用です。現地・面接調査案内図13ページから56ページをご覧ください。先ほどの報告では、昨年、すでに営農部分は売買で取得していましたが、今回の案件は賃貸借になります。申請地は前橋市立前橋高等学校から北西0.7kmから1kmに位置する農振農用地域内にある農地で、2筆は上武国道のすぐ北側、1筆は南側にあります。面接には先ほどと同じ3名で、同じ作物、同じ形態での申請になります。申請地に接する農地はネギや家庭菜園など、耕作されていますので、被害防除対策をしっかりと取るとのことで、調査班としては許可相当と判断しました。以上です。

議長

何か質問はございますか。

19番委員

はい、19番。売電価格はいくらですか。

4番委員

13円だそうです。

(3班班長)

19番委員

もう一方も13円ですか。

4番委員

両方一緒です。

(3班班長)

16番委員

意見書ですが、前は知見を有する人の意見書というかたちで出ていたと思うのですが、今回、この会社は太陽光発電の施工業者ということで、作物に関する知識がなくても、意見書として提出でよろしいのでしょうか。

深澤係長

お答えします。当然、実績や施工したところで、ものがあることで意見書を書いていただくことになります。施工会社であっても、施工したところで営農実績があって、大丈夫ですよ、という内容であれば可能です。なお、通常であれば意見書自体は、様式に則ったものを提出していただくのですが、今回、それを使わずに出されましたが、内容が網羅されていますので、お受けしたということになります。

16番委員

この会社は、下に作物をつくったことがあるというか、それに詳しい会社という解釈でよろしいのでしょうか。

深澤係長

その通りです。

16番委員

分かりました。

18番委員

18番ですが、よろしいですか。知見書や意見書というのは、決して法的な制約があるわけではなく、付いていれば良いと聞いたのですが、その通りですか。

深澤係長

お答えします。ただ付いているだけで良いということではありません。基準というものは、あくまでも作物をつくったことがある、それに関連した事業をやったことがあるなど、そのような知識がある人がこれを書くということです。全く知識がない人が書いたかどうかということは、ここでは判断ができませんが、基本はそのところで、経験があるかどうかということで、意見書として提出をいただいています。

議長

暫時、休憩をお願いします。

(※休憩)

議 長

それでは、再開いたします。

採決を行いますので、よろしく願いいたします。

農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号30番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号30番から31番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第39号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

齋藤専門員

◇（議案書の朗読、説明）

議 長

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第39号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第39号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

篠崎副主幹

◇（議案書の朗読、説明）

議 長

なお、特別調査班による現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

24番委員

（特別調査班長）

5月23日に特別調査班で非農地判定の調査を行いました。結果は次の通りです。地図番号1番から13番まで説明します。

地図番号1番、山林に面していて、山林の一部になっており、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号2番、山林化していて、道もなく、山林に隣接していて、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号3番、山林に面して、山林化していて、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号4番、山林に面して、山林化していて、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号5番、群馬用水のすぐ北側の山林に囲まれ、道もなく、山林化していて、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号6番、山林に面して、山林化していて、耕作困難のため、非農地判定とします。

地図番号7番、山林に面して、山林化していて、耕作困難のため、非農地と判定します。

地図番号8番、本人の申請であり、山林の一部になっていて、山林化され、非農地判定とします。

地図番号9番、本人の申請です。整理番号26番はクワの大木があり、利用状況の判定でも非農地の判定手前の判断であり、また、東隣に1級河川大穴川があり、非農地とすることで土砂の流出、崩壊などの周辺農地への影響が懸念されるため、非農地判定となりません。また、南側の整理番号27番はトラクター等で耕耘すれば解消でき、こちらも非農地判定となりません。

地図番号10番、本人の申請であり、整理番号30番は竹林が整備されていて、すぐ北の農地には竹の伐採したものが置いてあり、クワの大木がありますが、山林化しておらず、非農地判定とはなりません。

地図番号11番、本人の申請です。4筆あり、整理番号34番は道もなく、山林の中にあり、耕作困難のため、非農地と判定し、他3筆はトラクター等で耕耘すれば解消でき、農地と判断します。

地図番号12番、本人申請であり、植木、果樹等が植わっており、管理しており、非農地判定とはなりません。

地図番号13番、山林に囲まれており、山林化しており、耕作困難のため、非農地判定としました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

16番委員

前は、青地に2か所以上面していると、非農地判定にならないというようなことを聞いた気がしたのですが、現在は緩くなってそのようなことはないのですか。

篠崎副主幹

以前は、やはり白地を中心に非農地判定をしていたと思うのですが、再生可能エネルギーの導入を促進していくという国の考え方もありまして、青地であっても行えるということで通知がきていますので、前橋市としましても、積極的に非農地判断をしていく予定です。

16番委員

16番です。本人申請ではなくて、今回、載っているところで、地図番号6番、整理番号19番は、航空写真を見ると、一面、山の中で、この一区画だけ対象になったというのは、何か理由があったのでしょうか。

齋藤専門員

調査委員の方は現地に行っていたので、分かると思いますが、これは2年くらい前の航空写真になります。現地は、整理番号19番の左側の大きなところは篠が生えていたのですが、篠は刈り払いがしてあります。それから、北側の周辺の農地の木が繁茂しているような状況は、実際は植木になります。現地は調査したのですが、植木が植栽してあるという感じで、森林化しているという判断にはならないかと思います。

16番委員

分かりました。

齋藤専門員

34ページの航空写真の場所です。整理番号19番です。カラーコピーで出せばもっと分かりやすかったのですが、白黒で申し訳ないのですが、現地は、他の場所は篠等の刈り払いはしてあって、ある程度、手入れがしてあるという判断です。

22番委員

22番です。本人申請の要件というか、例えば、本人申出で農地判定を出しているというのがかかなり多い中で、申請している方がいますが、どういった条件というか、制約というか、本人申出についての条件等があったら、教えていただきたいのですが。

篠崎副主幹

本人申出につきましては、特に条件がなく、非農地判定をしたいという意向があれば、受けています。ただ、窓口で受けるときに、少し難しいか、という話はしていますが、ご本人がどうしても非農地にしたいということであれば、申請は受け付けています。

議長

他の方、何かございますか。

16番委員

40ページ、41ページの整理番号26番、27番なのですが、ここは何回も出ていると思うのですが、河川の隣ということで、毎回、非農地判定をしてもらえないのですが、上下、山林なので、ここだけ非農地であると困るという理屈が、やはり良く理解できないのですけれども。ここだけ、土砂崩れの心配があるとか何とかという話だったような気がしたのですが、上も下も山林の中を川が流れているのに、整理番号26番の方なのですが、ほぼ山林化しているのに、ここを非農地にしたから、開発されるというような場所でもないし、何回も出ているところなので、そのあたりはどうなのでしょう。クワでも木が大きくなっていますよね。整理番号27番の方がロータリーをかければ何とかなという位なのだと思うのですが、整理番号26番の方はいかがでしょうか。確か、前回もあったような気がしますが、やはり河川の際なので、開発の危険があるからという話だったのですが、そのような場所ではないかと思います。1級河川の際ですが、下はもともとの山林なので、山林にするのは別に問題ないのではないのでしょうか。

齋藤専門員

23ページの調査票を、まず見ていただいてよろしいですか。先ほど、16番委員から指摘があった農地は、整理番号26番と27番になります。この表の右側の方にいっていただくと、B判定の判定欄が推進委員の方が見ていただいたのですが、上の場所が「1号A」ということで山林化はしていないという調査員の判断。下の整理番号27番の方が「2号」ですから、もちろん耕起すれば使えるという判断で、要は非農地判断をするには「1号B」判定をしたものの中から選んでいるのが現状です。それから40ページの航空写真を見ていただきたいので

すが、16番委員のご指摘にありました通り、南側の方は山林に面しています。ただ、この航空写真を見ていただくと、ここが、その畦畔に沿って木が生えている状況です。というのは、たぶん畦畔のクワが大きくなっているだけであって、農地の面に対しては雑草はかなり生えています。そこを山林化していると言うには少し難しいかな、と。ですから、地元の推進委員も非農地には判断していません。それから、先ほど言った1級河川にも、もちろん面しています。木が生えているのは畦畔の部分で、クワが大きくなって柵状にクワの影が出ていると思いますが、現地の現状も同じだと思います。

16番委員  
議長

分かりました。

他にございますか。このようなところを見に行くのも、なかなか大変ですよ。ちなみに、今後の予定などはどのようになっていますか。

篠崎副主幹

次回は粕川地区を予定してまして、粕川、宮城、富士見、芳賀、そして他の地区を5年から6年かけて、行っていく予定です。

議長

予定としては、今年度ではなく、来期にまたやるのですか。

篠崎副主幹

それにつきましては、また年度末くらいに、粕川地区を行う予定です。

議長

分かりました。それでは、採決をしたいと思います。

協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号26から33番、35番は「非農地には該当しない」とし、整理番号1番から25番、34番、36番を「非農地とする」ことに承認の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(1)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号26から33番、35番は「非農地には該当しない」とし、整理番号1番から25番、34番、36番を「非農地とする」ことを承認と、決定いたします。

次に、52ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(5)までの内容は、

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況            | 2件  |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況            | 25件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況   | 17件 |
| (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 | 2件  |
| (5) 現況証明交付状況                 | 1件  |

報告事項(6)は、5月総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会とさせていただきます。

(閉会午後3時14分)